

第 5 3 号議案

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市介護保険条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 5 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 5 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条中「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」を
「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」に改め、同条第 1 号中
「2 1, 5 5 2 円」を「3 1, 1 7 6 円」に改め、同条第 2 号中
「3 0, 8 0 4 円」を「4 2, 0 8 4 円」に改め、同条第 3 号中
「4 6, 2 0 0 円」を「4 6, 7 6 4 円」に改め、同条第 4 号中
「6 1, 6 0 8 円」を「5 6, 1 1 2 円」に改め、同条第 1 0 号中
「1 3 5, 5 2 8 円」を「1 3 7, 1 7 2 円」に改め、同号を
同条第 1 2 号とし、同条第 9 号中「1 2 3, 2 1 6 円」を
「1 1 2, 2 2 4 円」に改め、同号ア中「6, 0 0 0, 0 0 0 円以
上 8, 0 0 0, 0 0 0 円未満」を「4, 0 0 0, 0 0 0 円以上
6, 0 0 0, 0 0 0 円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」
の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第 1 0 号とし、同号の次
に次の 1 号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 124,704円

ア 前年の合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第8号中「110,892円」を「99,756円」に改め、同号ア中「4,000,000円以上6,000,000円未満」を「2,900,000円以上4,000,000円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「98,568円」を「93,528円」に改め、同号ア中「4,000,000円未満」を「2,900,000円未満」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「86,244円」を「81,048円」に改め、同号ア中「1,250,001円以上」を「1,200,000円以上」に改め、同号イ中「第8号イ又は第9号イ」を「第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「73,920円」を「74,820円」に改め、同号ア中「1,250,001円未満」を「1,200,000円未満」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ又は第9号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 62,352円

第3条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,056円とする。

第5条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「並びに第6号

口」を「、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口」に、「から第6号」を「から第9号」に改める。

第11条の2第1項中「第3条第4号」を「第3条第1項第5号」に改める。

附則に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、同日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の亀岡市介護保険条例第3条、第5条及び第11条の2の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 第6期介護保険事業計画の実施に伴い、平成27年度から平成29年度までの介護保険料を次のとおり改定すること。

区 分	現 行		改 正 後	
基 準 額	月額	5, 1 3 4円	月額	5, 1 9 6円
第1段階	年額	2 1, 5 5 2円	年額	3 1, 1 7 6円 (2 8, 0 5 6円)
		3 0, 8 0 4円		
第2段階		4 1, 5 8 0円		4 2, 0 8 4円
第3段階		4 6, 2 0 0円		4 6, 7 6 4円
第4段階		5 5, 4 4 0円		5 6, 1 1 2円
第5段階	基準額	6 1, 6 0 8円	基準額	6 2, 3 5 2円
第6段階		7 3, 9 2 0円		7 4, 8 2 0円
第7段階		8 6, 2 4 4円		8 1, 0 4 8円
第8段階		9 8, 5 6 8円		9 3, 5 2 8円
第9段階				9 9, 7 5 6円
第10段階		1 1 0, 8 9 2円		1 1 2, 2 2 4円
第11段階		1 2 3, 2 1 6円		1 2 4, 7 0 4円
第12段階		1 3 5, 5 2 8円		1 3 7, 1 7 2円

上段 第3条第1項に定める保険料
下段 (第3条第2項に定める保険料)

2 所得段階区分の対象者を次のとおり改定すること。

所得段階	現 行		改正後	
第1段階	①本人が生活保護受給者 ②本人が老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税者		①本人が生活保護受給者 ②本人が老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税者 ③住民税世帯非課税者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	
	住民税世帯非課税者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者			
第2段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者		同 左	
第3段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者		同 左	
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		同 左	
第5段階	基準額	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の者	基準額	同 左
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円以下の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円未満の者	
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円超190万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の者	
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者	
第9段階			本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の者	
第10段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者		同 左	
第11段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者		同 左	
第12段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が800万円以上の者		同 左	

- 3 介護予防・日常生活支援総合事業は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、同日の翌日から行うこと。
- 4 その他所要の規定整備を図ること。
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の保険料から適用すること。